



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 1
- 沖縄県議会議員補欠選挙の選挙期日…………… 2
- 沖縄県議会議員補欠選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任…………… 2
- 沖縄県議会議員補欠選挙の選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所…………… 3
- 沖縄県議会議員補欠選挙の投票用紙の色…………… 3
- 沖縄県議会議員補欠選挙の開票事務と選挙会事務の合同…………… 3
- 沖縄県議会議員補欠選挙の選挙会の日時及び場所…………… 3
- 沖縄県議会議員補欠選挙におけるポスターを掲示することができる日…………… 4
- 沖縄県議会議員補欠選挙の選挙運動費用支出制限額…………… 4
- 沖縄県議会議員補欠選挙名護市選挙区の選挙長の事務を行う場所…………… 4
- 沖縄県議会議員補欠選挙沖縄市選挙区の選挙長の事務を行う場所…………… 4
- 沖縄県議会議員補欠選挙那覇市選挙区の選挙長の事務を行う場所…………… 4
- 沖縄県議会議員補欠選挙名護市選挙区の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所…………… 5
- 沖縄県議会議員補欠選挙沖縄市選挙区の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所…………… 5
- 沖縄県議会議員補欠選挙那覇市選挙区の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所…………… 5

## 選挙管理委員会事項

### 沖縄県選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成26年沖縄県選挙管理委員会告示第17号は、廃止する。

平成26年11月 7日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,166
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 238,534
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選 挙 区 名	3分の1の数

名護市	15,631
うるま市	30,802
沖縄市	34,548
宜野湾市	24,229
浦添市	28,462
那覇市	84,176
豊見城市	15,132
南城市	10,910
糸満市	15,113
宮古島市（宮古郡を含む。）	14,582
石垣市（八重山郡を含む。）	13,952
国頭郡（島尻郡伊平屋村及び伊是名村を含む。）	18,286
中頭郡	38,886
島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）	24,718

**沖縄県選挙管理委員会告示第29号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第34条第1項の規定により、沖縄県議会議員補欠選挙を次のとおり行う。

平成26年11月 7日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙期日 平成26年11月16日
- 2 選挙を行う選挙区及び選挙すべき議員の数  
 名護市選挙区 1人  
 沖縄市選挙区 1人  
 那覇市選挙区 1人

**沖縄県選挙管理委員会告示第30号**

平成26年11月16日執行の沖縄県議会議員補欠選挙における各選挙区の選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、次のとおり選任した。

平成26年11月 7日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

選挙区	種 別	氏 名	住 所
名護市	選挙長	宮城 次夫	名護市字宮里445番地番地7大瀬マンション205号
	職務代理者	大山 政照	名護市字稲嶺111番地1
沖縄市	選挙長	城田 世市	沖縄市字古謝1003番地1
	職務代理者	我謝 孟吉	沖縄市高原二丁目5番8号
那覇市	選挙長	唐眞 弘安	那覇市首里末吉町3丁目50番地1末吉共同住宅2-407
	職務代理者	玉城 彰	那覇市首里石嶺町2丁目10番地1松川マンション602

**沖縄県選挙管理委員会告示第31号**

平成26年11月16日執行の沖縄県議会議員補欠選挙における各選挙区の沖縄県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成24年沖縄県条例第12号）第4条第2項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年11月 7日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

選挙区	日時	場所
名護市	平成26年11月 7日 午後 5 時30分	名護市港二丁目 1 番 1 号 名護市選挙管理委員会事務局
沖縄市	平成26年11月 7日 午後 5 時15分	沖縄市仲宗根町26番 1 号 沖縄市役所地下 1 階入札室
那覇市	平成26年11月 7日 午後 5 時15分	那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市選挙管理委員会事務局

**沖縄県選挙管理委員会告示第32号**

平成26年11月16日執行の沖縄県議会議員補欠選挙における投票用紙の色を次のとおり定める。

平成26年11月 7日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

用紙の色 ピンク色  
印刷の文字の色 黒色

**沖縄県選挙管理委員会告示第33号**

平成26年11月16日執行の沖縄県議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、次の選挙区における開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成26年11月 7日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

名護市選挙区  
沖縄市選挙区  
那覇市選挙区

**沖縄県選挙管理委員会告示第34号**

平成26年11月16日執行の沖縄県知事選挙における各選挙区の選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年11月 7日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

選挙区	日時	場所
名護市	平成26年11月16日 午後 9 時	名護市港二丁目 1 番 1 号 名護市民会館中ホール

沖縄市	平成26年11月16日 午後 9 時	沖縄市諸見里二丁目 1 番 1 号 沖縄市体育館
那覇市	平成26年11月16日 午後 9 時15分	那覇市字識名1227番地 那覇市民体育館メインアリーナ

**沖縄県選挙管理委員会告示第35号**

平成26年11月16日執行の沖縄県議会議員補欠選挙において、公職の候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

平成26年11月 7日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

ポスターを掲示することができる日 平成26年11月 7日

**沖縄県選挙管理委員会告示第36号**

平成26年11月16日執行の沖縄県議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による各選挙区の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成26年11月 7日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

選挙区	選挙運動に関する支出金額の制限額
名護市	5,846,000円
沖縄市	5,620,500円
那覇市	5,805,500円

**沖縄県議会議員補欠選挙名護市選挙区選挙長告示第1号**

平成26年11月16日執行の沖縄県議会議員補欠選挙名護市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成26年11月 7日

沖縄県議会議員補欠選挙名護市選挙区

選挙長 宮 城 次 夫

名護市港二丁目 1 番 1 号 名護市選挙管理委員会事務局

**沖縄県議会議員補欠選挙沖縄市選挙区選挙長告示第1号**

平成26年11月16日執行の沖縄県議会議員補欠選挙沖縄市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成26年11月 7日

沖縄県議会議員補欠選挙沖縄市選挙区

選挙長 城 田 世 市

沖縄市仲宗根町26番 1 号 沖縄市選挙管理委員会事務局

**沖縄県議会議員補欠選挙那覇市選挙区選挙長告示第1号**

平成26年11月16日執行の沖縄県議会議員補欠選挙那覇市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次の

とおりである。

平成26年11月 7日

沖縄県議会議員補欠選挙那覇市選挙区  
選挙長 唐 眞 弘 安

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市選挙管理委員会事務局

---

**沖縄県議会議員補欠選挙名護市選挙区選挙長告示第 2 号**

平成26年11月16日執行の沖縄県議会議員補欠選挙名護市選挙区における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により、選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年11月 7日

沖縄県議会議員補欠選挙名護市選挙区  
選挙長 宮 城 次 夫

- 1 日時 平成26年11月13日 午後 5 時30分
- 2 場所 名護市港二丁目 1 番 1 号 名護市選挙管理委員会事務局

---

**沖縄県議会議員補欠選挙沖縄市選挙区選挙長告示第 2 号**

平成26年11月16日執行の沖縄県議会議員補欠選挙沖縄市選挙区における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により、選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年11月 7日

沖縄県議会議員補欠選挙沖縄市選挙区  
選挙長 城 田 世 市

- 1 日時 平成26年11月13日 午後 5 時
- 2 場所 沖縄市仲宗根町26番 1 号 沖縄市役所地下 1 階入札室

---

**沖縄県議会議員補欠選挙那覇市選挙区選挙長告示第 2 号**

平成26年11月16日執行の沖縄県議会議員補欠選挙那覇市選挙区における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により、選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年11月 7日

沖縄県議会議員補欠選挙那覇市選挙区  
選挙長 唐 眞 弘 安

- 1 日時 平成26年11月13日 午後 5 時
- 2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市選挙管理委員会事務局

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--